

2021年4月22日

シリーズ企画「デジタル通貨と競争政策」

【上】中国、デジタル人民元で狙うゲームチェンジ —スマホ決済寡占に風穴、相互運用可能に

研究生 宗像藍子
主任研究員 上原正詩

(要旨)

- ▶ コロナ禍を受けてキャッシュレス化推進の機運が世界的に高まっている。中央銀行がキャッシュレス決済を可能にする小口デジタル決済インフラを構築する動きが活発化し、一部の国では中銀によるデジタル通貨(CBDC)発行の動きが具体化してきた。特に中国は「デジタル人民元」導入に向けて実証実験を本格化している。
- ▶ 中国ではすでに「民間デジタル通貨」ともいべきスマホ決済サービスが普及している。蚂蚁集团(アント・グループ)と騰訊控股(テンセント)がスマホ決済インフラをそれぞれ独自に構築し、2社による市場寡占状態が続いている。中国人民銀行はデジタル人民元の導入で、決済サービス間の相互乗り入れを可能にし、ゲームチェンジを図る考えだ。
- ▶ 中国のIT分野では事後規制の原則のもと、技術革新と監督のバランスが探られてきた。スマホ決済という技術革新への規制も順次強化されている。最近では独占禁止法を盾にしたテック企業の締め付けも強くなっている。デジタル人民元では政府・中銀自らがインフラの運用を手掛け、決済サービス間の相互運用を可能して競争を促進し、寡占の弊害を解消する狙いと捉えることもできる。

コロナ禍が世界のキャッシュレス化を後押ししている。アジアは比較的コロナ禍の被害が小さいが、中央銀行主導で小口デジタル決済インフラを整備する動きが活発化している。中国のように中銀デジタル通貨(Central Bank Digital Currency=CBDC)発行に向けて本格始動した国もある。シリーズ企画「デジタル通貨と競争政策」では中国、インド、そしてカンボジアの事情を探り、決済イノベーションを促す競争政策の視点からこうした動きを分析する。

■コロナが加速するキャッシュレス化

携帯電話の普及や新型コロナウイルスによる現金忌避の傾向の高まりを受け、各国でキャッシュレス決済の普及が加速している。米決済サービス大手のスクエアによれば、同社のPOS(販売時点情報管理)システムを導入する世界5カ国の加盟店3000店の決済データ(2019年6月～2020年5月)を分析したところ、決済件数の95%以上をキャッシュレス決

済が占める店がコロナ発生後に急増している¹。英国ではコロナ前の10%から60%、カナダでは9%から48%、オーストラリアでは6%から36%、米国では8%から31%に拡大。キャッシュレス比率の低い日本では、決済件数が50%を超える店が17%から27%に増えた²。

「紙幣や硬貨が感染の原因とは考えれないが、接触をなるべく避けたいとの思いから多くの小売業者がカード決済を積極的に提供し始めた」³。ドイツ連邦銀行（中央銀行）のブルクハルト・バルツ理事はペイパルやドイツのデビットカード「ジロカード」の取扱高の急増を指摘しこう分析する。米決済サービスのマスターカードが20年4月に実施した、世界15カ国7000人近くを対象にした調査によれば、10人に7人がデジタル決済への移行は永続的である可能性が高いと述べ、コロナ禍が収束した後も約5割が現金の使用を減らす予定だという⁴。

新興国では非接触決済への需要増のほか、金融包摂を進めようとする政府・中央銀行の思惑もある。新興国は決済媒体や本人確認媒体になりうる携帯電話・スマホが普及しており、キャッシュレス化を実現しやすい環境にある。法定通貨を電子化したCBDCなどを中銀自ら発行し、ネットや店頭での決済手段として普及させる動きで、バハマ、カンボジアといった小国が先行している⁵。

米国フロリダ州とキューバの間にある島嶼国バハマは20年10月20日、バハマ中央銀行が発行するCBDC「サンドダラー」を公式に導入した⁶。携帯電話を通じて、中銀認可のデジタルウォレット間でサンドダラーの送受金が可能となる。人口40万人ほどのバハマは700超の島から構成され、現金の輸送コストも高かついていた。プロジェクトを統括するキムウッド・モット氏はロイター通信に「（サンドダラーは）高速で、連続的に処理でき、しかもコロナ禍の時代には安全でもある」と語っている。

人口1600万人超のカンボジアも20年10月28日にCBDCに似た仕組み「バコン」の運用を正式に始めた。カンボジア中銀はバコンの運用開始は「社会福祉を支援し、コロナウイルスの拡散を防ぎ、経済回復に貢献する」「国境を越えた送金と貿易を促進する」などとプレスリリースの中で目的・効果を説明している⁷。

■ 深圳など主要都市でデジタル通貨の実証実験

CBDCを巡っては、民間企業である米フェイスブックがデジタル通貨「リブラ」の構想を発表して以降、各国で研究開発や導入の動きが急速に活発化している。中でも大国で先行しているのが中国だ（図表1）。

中国のCBDC「デジタル人民元」構想が動き始めたのはリブラ構想の発表よりも前だが、

¹ Square (2020) “Making Change Chapter2: Payments and the Pandemic”

² Square 「キャッシュレス決済が現金決済を上回る中小事業者、緊急事態宣言下で25%超へ」(2020年6月11日)

³ Bundesbank “COVID-19 and Cashless Payments - Has Coronavirus Changed Europeans' Love of Cash?” (2020年10月21日)

⁴ Mastercard “Mastercard Research Shows Surge in Digital Payments as E-commerce Reaches New Heights Around the World” (2020年6月18日)

⁵ Reuters “Analysis-Central bankers comb for crypto clues as Bahamas launches ‘Sand Dollar’”(2020年12月18日)

⁶ Sanddollar プレスリリース “Public Update - Gradual National Release to The Bahamas in October 2020” (2020年9月25日)

⁷ カンボジア中央銀行プレスリリース “ពិធីសម្ពោធជាជ័យនៃប្រព័ន្ធប្រាក់ “ប្រព័ន្ធប្រាក់” ជាផ្លូវការ (「バコンシステム」正式運用開始式)” (2020年10月28日)

リブラ表面化直後の19年夏頃から要人のデジタル人民元に関する発言が相次いだ。1年後の20年8月には商務部(商務省)が深圳、蘇州、雄安、成都の4都市と、冬季五輪会場周辺(北京)で先行してデジタル人民元の実証を実施する方針を明らかにした⁸。

実際、20年10月以降、一般市民参加による実証実験が相次ぎ実施されている(図表2)。実験内容は実施都市、実施回によって異なり、紙幣・硬貨といった現金を置き換えるあらゆるシーンを想定して、デジタル人民元の利用を試行している様子が伺える。コロナ禍で打撃を受けた消費活動を刺激する思惑もあるとみられる⁹。

第一弾となった20年10月の深圳市では、総額1000万元(200元を5万人)を配布し、実店舗でのQRコード決済が実証された¹⁰。中国政府はデジタル人民元を流通させるための電子財布(デジタルウォレット)などの開発は民間に任せる方針で、実証では専用の「デジタル人民元アプリ」に加え4大国有銀行などのアプリが用いられている。

続く蘇州市での実証では深圳の2倍の2000万元(200元を10万人)を配布。参加店舗数も約3倍に増やした¹¹。電子商取引(EC)や携帯電話を近付けて端末間で送金するオフライン決済機能も実証された¹²。ECでは京東集団(JDドットコム)が協力した。デジタル人民元をECサイトでシームレスに使えるようにする「サブウォレット機能」が搭載された。デジタル人民元アプリに京東商城(JDモール)用のウォレットをサブウォレットとして登録しておく、同サイトで商品を購入する際にデジタル人民元で支払えるようになる。サブウォレット機

図表1 中国のデジタル通貨研究の経緯

2004年12月	「アリペイ」開始
2008年	ビットコインが誕生
2013年8月	「ウィーチャットペイ」開始
2014年	中国人民銀行がCBDC専門の研究チーム作成
2016年1月	人民銀行がデジタル通貨の導入に言及
2016年4月	インドで統一決済基盤UPI導入
2016年10月	中国でオンライン決済ネットワーク「網聯(モウレン)」導入
2017年1月	人民銀行がデジタル通貨研究所を設立
2019年2月	欧州中央銀行がCBDCを含む暗号資産のタスクフォース立ち上げ
2019年6月	米フェイスブックが「リブラ」発行計画を公表
2019年9月	人民銀行の易綱総裁が初めて「デジタル人民元」の具体的な発行計画に言及、発行時期は未定と説明
2019年10月	G20財務相・中央銀行総裁会議が「リブラ」などのデジタル通貨には深刻なリスクがあるとの合意文書をまとめる
2019年10月	中国で「暗号法」制定。暗号技術を政府が監督すると位置づけ
2019年11月	周小川・前人民銀行総裁が「デジタル通貨の支払い機能は小売りで有利」と発言。当面は国内利用が中心になるとの見方を示す
2020年1月	日銀やECB、イングランド銀行などがCBDCの共同研究グループを立ち上げ
2020年4月	リブラ協会が新たなホワイトペーパー公表
2020年5月	人民銀行の易総裁が、デジタル人民元は現金を代替すること、二層構造で運営されること、制御可能な匿名性を持つことを説明
2020年8月	中国商務部が、深圳市など4都市と北京冬季五輪の会場でデジタル人民元を先行試行すると発表
2020年10月	中国がデジタル人民元の大規模実証を開始。第一弾は深圳
2020年10月	人民銀行がデジタル人民元を法定通貨に加えるための法律の草案を公表
2020年10月	カンボジア、バハマがCBDCを実用化
2021年1月	人民銀行のデジタル通貨研究所がSWIFTと合弁会社を設立
2021年2月	中国、アラブ首長国連邦、香港、タイの中銀がCBDC越境決済の共同研究プロジェクト「m-CBDC Bridge」を立ち上げ

(注)黄色が中国の動き

(資料)各種報道や発表資料からJCER作成

⁸ 中華人民共和国中央人民政府「商务部关于印发全面深化服务贸易创新发展试点总体方案的通知 商服贸发〔2020〕165号」(2020年08月12日)

⁹ 野村資本市場研究所「「デジタル人民元」の中国国内での初の市民参加型実験の概要—深圳市・蘇州市に加え、北京冬季五輪での実験も始動—」(2021年2月23日)

¹⁰ 中華人民共和国商務部「深圳试点数字人民币 发放1000万元红包」(新华社2020年10月10日)

¹¹ 中華人民共和国商務部「全国首单电商平台数字人民币消费产生」(新华社2020年12月14日)

¹² 人民網日本語版「デジタル人民元のテスト加速 初のオンライン消費シーン」(2020年12月15日)

能が実装されれば、各種モバイルウォレット間でやり取りができる相互運用性がもたらされる。オフライン決済では機内モードにしてネット接続を切ったスマホ同士でも、デジタル人民元のやり取りができることを確かめた¹³。ただし近距離無線通信規格「NFC」をサポートしている端末のみがオフライン決済が可能という。

21年1月の深圳市での実証では前回の倍となる2000万元を配布し、店舗の専用リーダーにスマホをタッチして決済する「接触決済」が導入された¹⁴。さらにウォレットにATMからウォレットにデジタル人民元をチャージできるようにもした¹⁵。春節に合わせ、2月上旬には深圳、蘇州、北京でそれぞれ実証が行われた。深圳では工業地帯がある地区が対象になり、新技術に馴染みが薄い「産業労働者」(工場労働者に相当するとみられる)らを対象に実証が行われた。

春節明けの3月上旬には四川省成都市で実証が実施された。合計額は合計4000万元(178元または238元を20万人)と過去最大規模だ¹⁶。春節後の消費刺激策としての効果が試されたことや、若手起業家の集積拠点でも使えるようにしたといった特徴がある¹⁷。

一般公募による大規模な実証以外にも様々な実験が実施されている。20年12月には北京市で冬季五輪を想定した実証が行われた。スキー手袋型の端末で地下鉄の改札を通ったほか、腕時計型の端末なども披露された。携帯電話を持たない市民の利用を想定したハードウォレットの開発も進められており、20年1月にはカード型のハードウォレットを用いた支払い実験が上海で行われた¹⁸。残高を表示する小さなディスプレイがついた、オフラインのカードにデジタル人民元をチャージし、そのカードを読み取り装置に接触させて決済する仕組みだ¹⁹。

図表2 デジタル人民元の実証実験一覧

	深圳市	蘇州市	深圳市(2回目)	深圳市(3回目)	蘇州市(2回目)	北京市	四川省成都
	2020年10月12～18日	20年12月11～27日	21年1月7～17日	21年2月1～9日	21年2月10～26日	21年2月10～17日	21年3月3～19日
参加人数	5万人	10万人	10万人	10万人	15万人	5万人	20万人
1人あたり	200元	200元	200元	200元	200元	200元	178元または238元
合計(実証規模)	1000万元	2000万元	2000万元	2000万元	3000万元	1000万元	4000万元
利用可能な店舗数	3389	1万弱	1万1000超	3,500超	1万以上	—	1万1000超
参加銀行	四大国有銀行(中国銀行、中国建設銀行、中国工商银行、中国農業銀行)	四大国有銀行+国有銀行2行(交通銀行、中国郵政儲蓄銀行)	同左	同左	同左	同左	同左
特徴	第一弾。	実証規模拡大。運営機関に2銀行が追加。ECやオフライン決済も実証。サブウォレットを導入。	タッチ決済を追加。農業銀行が、ATMでのデジタル人民元の入出金機能を提供。	工業地帯での実証。新技術に馴染みのない工場労働者が対象。貧困対策商品の購入にも対応。	オンラインはJDグループがサポート。同社の様々なサービスが利用可能に。	申し込み時に所在地が北京と確認できれば、中国IDの代わりに香港・マカオ・台湾の居住許可を持っていても応募可能。	合計額、人数ともに最大規模。若手起業家の店でも使える。春節後の消費刺激の実験。

(資料)各種報道からJCER作成

¹³ 新华网「数字人民币测试又“升级”体验更“新鲜”」(2020年12月14日)

¹⁴ 中華人民共和国商務部「深圳第二轮数字人民币红包试点收官 交易额逾1800万元」(新华网2021年1月19日)

¹⁵ 新浪财经「深圳第二轮数字人民币红包体验收官:使用率超9成」(2021年1月18日)

¹⁶ 中華人民共和国商務部「成都数字人民币红包中签揭晓 20余万“幸运儿”分享4000万元」(中国新闻网2021年3月4日)

¹⁷ 新浪财经「试点央行数字货币 成都20万个数字人民币红包启用」(2021年2月24日)

¹⁸ 新华网「数字人民币在上海同仁医院开展试点测试」(新民晚报2021年1月5日)

¹⁹ 观察者网「上海试点数字人民币硬钱包支付,可匿名也可实名」(2021年1月6日)

■普及する民間デジタル通貨、デジタル人民元導入で単なる「ウォレット」に

中国政府がデジタル人民元の導入を積極的に進める背景について、マネーロンダリングといった不正の防止、ネット決済やブロックチェーン(分散型台帳)技術などのデジタル・イノベーションへの対応といった側面が強調されてきた。

中国人民銀行がデジタル通貨の研究開発に取り組んでいることを明らかにしたのは、16年1月に人民銀行が北京で開催したデジタル通貨セミナーである²⁰。そこで人民銀行は14年から専任チームを設置して研究を始めたことを公表し、デジタル通貨発行で「①従来の紙幣の発行と流通にかかる高額なコストを削減し、②経済取引活動の利便性と透明性を向上させ、③マネーロンダリング、脱税、その他の違法および犯罪行為を削減し、④中央銀行によるマネーサプライの管理、通貨流通を改善する」と狙いや効能を説明した。

当時の人民銀行総裁の周小川氏は経済誌「財新周刊」のインタビューで「インターネットの発達と世界中での支払い方法の大幅な変化に伴い、金融インフラの構築と経済の質と効率の向上を促進するために、デジタル通貨の発行と流通システムの確立が必要である」と答えている²¹。

「世界中での支払い方法の大幅な変化」として当時の人民銀行の念頭にあったのは、ビットコインなどブロックチェーン技術をベースとした仮想通貨だったとみられる。17年9月に人民銀行など金融当局は、仮想通貨を発行して資金を集める「新規仮想通貨公開(ICO=イニシャル・コイン・オファリング)」を禁止し²²、さらに仮想通貨取引所の閉鎖も通知したと報道されている²³。人民元を仮想通貨に交換して海外に送金する行為を規制する狙いとみられており、仮想通貨という民間デジタル通貨が決済手段として普及することはなかった。

一方、中国国内では14年頃からQRコードを使ったスマホ決済という「民間デジタル通貨」が決済市場で急速に成長した。アリババグループ系の蚂蚁集团(アント・グループ)の「支付宝(アリペイ)」や騰訊控股(テンセント)の「微信支付(ウィーチャットペイ)」などである。これは銀行口座から、あるいは現金を店舗などに渡して、モバイル決済口座にお金をチャージし、QRコードで読み取った相手のモバイル口座にチャージしたお金を送金する。プリペイド式の電子マネーと同様の仕組みである²⁴。

電子決済市場では銀行よりも非金融機関の方がすでに存在感が大きい。カード決済なども含む「電子決済」の件数では、テック企業を中心とした非金融機関が手掛けるサービスが、クレジットカードなど銀行預金を通じた決済を大きく上回る状況になっている(図表3)。テック企業などが手掛ける決済サービスは「第三者決済」と呼ばれ、アリババが自社の電子商取引(EC)向けの決済手段として導入した「アリペイ」が当初はほぼ独占状態だった²⁵。13年8月にテンセントの「ウィーチャットペイ」が登場し、チャット機能を通じたP2P(個人間)送金需要を取り込んで利用者を増やした。両社が競い合う中で第三者決済市場自体が拡大。2016年には銀行を通じた預金決済を上回るようになり、電子決済市場の8割を占めるに至っている。

²⁰ 中国人民銀行「中国人民銀行数字货币研讨会在京召开」(2016年1月20日)

²¹ 中華人民共和国中央人民政府「人民銀行行長就人民幣匯率改革、宏觀審慎政策框架等問題接受採訪」(2016年2月14日)

²² 日経電子版「中国、新規仮想通貨公開「ICO」を禁止 「違法な調達行為」」(2017年9月4日)

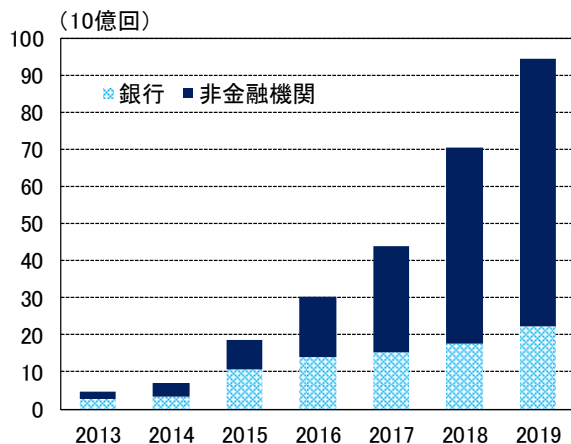
²³ 日経電子版「中国、仮想通貨取引の禁止を徹底 関連銘柄は動揺」(2017年9月26日)

²⁴ 銀行口座と紐づけて、口座から直接、デビットカードのように支払うこともできる。

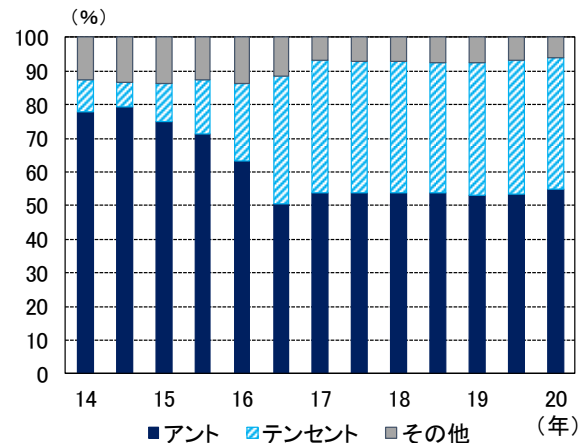
²⁵ アリババは2014年にアントを設立し、サービスを移管した。

第三者決済市場だけを取り出せば、アントとテンセントの2社が約9割のシェアを握っている(図表4)。コロナ禍で生鮮食品のECやオンライン教育といった非対面型消費の需要が増したことを受け、足元では人々の生活における存在感をさらに増している²⁶。

図表3 中国での電子決済件数の推移



図表4 第三者決済のシェア推移



(注) 左図の「銀行」は銀行業金融機関、「非金融機関」はアリペイやウィーチャットペイなどの第三者決済機関による決済を指す。

(資料) 左図：CEIC、右図：Analysys

デジタル人民元とアリペイなどの民間デジタル通貨は一体何が違うのか。使い勝手の面で大きな違いはない。主要都市での実験を見ると、デジタル人民元はオフラインでも使えたり、カード型のハードウォレットが使えたりする。現金を利用するあらゆるシーンでデジタル人民元を使えるようにする意向が伺われる。アリペイなどは基本的にオンライン環境での利用を想定しているが、交通機関の料金支払いなど一時的なオフライン状態でも決済できる仕組みにしているようだ²⁷。

本質的な違いは、民間デジタル通貨は民間が発行する電子マネーなので、民間企業が倒産したりすると使えなくなる懸念があることだ。デジタル人民元は中銀が債務と引き換えに直接発行する法定通貨で、中銀が潰れない限り価値はなくなることはない。

両者の違いについて人民銀行デジタル通貨研究所所長の穆長春氏は20年10月の上海の金融セミナーで、「次元が違う。ウィーチャットペイやアリペイはウォレット(財布)で、デジタル人民元は財布のコンテンツ(中身)である」と発言した²⁸。現金が個人間で自由に交換できるように、デジタル人民元はウォレット間での自由な交換、互換性が特徴となる。穆所長は中銀のデジタル通貨管理について発行量、技術仕様の標準化、情報管理のほか「運営機関間の相互運用性を実現し、支払いの障壁がないことを確認する必要がある」と語っている。現在、アリペイとウィーチャットペイなどはチャージした電子マネーの互換性もなく、相互に送金するなどはできない。

²⁶ JETRO「第1～3四半期のインターネット小売額は約1割増の8兆元超え」(2020年11月10日)

²⁷ 中華IT最新事情「オフラインでも決済ができる「アリペイ」の仕組み」(2018年10月1日)

²⁸ 人民網「央行穆長春:数字人民币不与微信支付宝竞争」(2020年10月26日)

穆所長は「デジタル人民元発行後も消費者はウィーチャットペイやアリペイで支払いができるが、中銀のデジタル人民元もウォレットに追加される」とも語り、民間の決済手段とCBDCは競合しないとの見解を述べた。しかし消費者にとってはアリペイの“電子マネー”で払うか、デジタル人民元で払うかの選択肢が増え、実際には競合が予想される。電子マネーとしてのアリペイはコンテンツでもありウォレットでもあるが、デジタル人民元が普及すれば、単なるウォレットの地位に追いやられる可能性がある。デジタル人民元で支払う場合、アリペイ以外のウォレットも選択肢となるため、ウォレット間の競争も起きるだろう。実証実験では4大国有銀行のアプリなどが使われており、利便性さえよければ銀行系ウォレットがアリペイなどに取って代わる可能性はある。

■ 第三者決済への規制強化

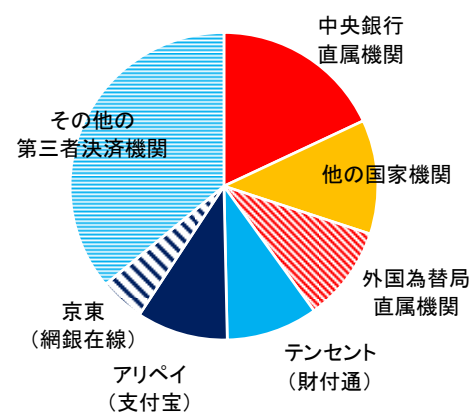
中国ではIT分野の発展に向けて、「まずはやらせて、必要に応じて規制する」という事後規制の方針をとってきた²⁹。第三者決済についても当初は金融監督当局の縛りは比較的緩いものだったが、普及につれて様々な規制が導入されてきた。

決済事業者は当初、ユーザーが決済口座に入金した預かり資産を運用して収益を上げていた。しかし、人民銀行は18年にはこの預かり資産を人民銀行に準備預金として預け入れることを義務付け、19年1月には全額を預託するようにした³⁰。

また中銀は同年に第三者決済サービスのオンライン決済ネットワーク「網聯」を導入した。網聯の運営会社「網聯清算有限公司」は半官半民の組織で、アリババやテンセントが約1割ずつ出資しているほか、30以上の第三者決済事業者も出資者になっている(図表5)。第三者決済を含むすべてのスマホ決済がこのネットワークを経由するよう義務付けられた。従来、第三者決済機関は銀行と直接、消費者との決済のやり取りを清算しており、第三者決済機関の決済リスクが直接、銀行に波及する恐れがあった。また手数料の交渉についても、銀行よりも第三者決済機関の方が優位な立場に立っていた。網聯を経由することで、銀行と第三者決済サービスの間の取引は手数料が一律となり、政府・中銀がすべて取引を把握し、マネーロンダリングといった不正を監視することが可能になった³¹。

最近では独占禁止法を盾にしたアリババなどビッグテックへの締め付けも強化されている。中国で独禁法を管轄する国家市場監督管理総局は20年12月24日、取引先に自社かライバルかを選べと迫る「二者択一」行為などの独禁法違反で、アリババの調査を開始した

図表5 網聯の出資者構成



(注) 設立時点

(資料) China Electronic Banking Network

²⁹ 岡野寿彦「中国デジタル・イノベーション ネット飽和時代の競争地図」(日本経済新聞出版 2020年9月)

³⁰ 野村資本市場研究所「中国の第三者決済分野の政策的枠組みと市場動向」(2019年4月)

³¹ 人民網日本語版「中国、来年6月から全てのインターネット決済が「網聯」経由に」(2017年8月8日)

と発表した³²。市場監督管理総局は10日前に、アリババ傘下の投資会社、テンセント傘下の電子書籍サイト運営会社などに企業買収に関して事前審査を申請しなかったとして各社に50万元の罰金を課したばかりだった³³。そして21年4月10日、同局はアリババに対して独禁法違反で182億元(約3050億円)の罰金を科したと発表した³⁴。

アリババやテンセントはイノベーションを牽引してきたが、最近では両社の寡占の弊害も目立っている。と当局は見ているようだ。アリババはEC、テンセントはSNS(交流サイト)に起源を持つが、今やあらゆる生

図表6 アリババとテンセントが提携または手掛けるサービス

	阿里巴巴(アリババ)	騰訊(テンセント)
決済	支付宝(アリペイ)	微信支付(ウィーチャットペイ)
EC、小売	淘宝(タオバオ)	京東(ジンドン)
出前	餓了麼(ウーラマ)	美团(メイトウアン)
動画	优酷(ヨウク)	騰訊視頻(テンセント・ビデオ)
ゲーム	阿里互娛(アリゲームズ)	騰訊遊戲(テンセントゲームズ)
自転車シェア	哈囉出行(ハローバイク)	摩拜單車(モバイク)

(資料)各種報道や公開資料から作成

活関連サービスを取り込んだ「スーパーアプリ」になっている。出前や動画配信など様々な分野で両社がそれぞれのサービスを持っている状況だ(図表6)。プラットフォーマーがそれぞれ独自の決済システムを通じて、巨大なクローズドな経済圏を形成している。

金融ビジネスでも両者の存在感は高まっている。多くのユーザーにとっては決済プラットフォームが資産運用の入り口にもなっている。アリババ・アントやテンセントは決済を入り口に、預金口座としての役割、資産運用、保険の取り扱いなど従来は金融機関が手掛けてきた各種金融サービスでもシェアを伸ばしている³⁵。アントの上場時の目論見書によると、最大の収益源はAIを活用した小口融資事業だった³⁶。お金を借りたい消費者と銀行とを橋渡しして手数料を稼いでいる。自らは貸出手を掛けているという立場だが、金融当局はアントの銀行への影響力を懸念しており、それが20年11月のアント上場延期“事件”の背景にあるとされる³⁷。

金融監視当局がアントやテンセントが決済サービスを寡占していることに警戒感を抱いているのは明確で、デジタル人民元は当局にとっても現状のゲームチェンジャーになると考えられる。人民銀行、金融監督当局の銀行保険監督管理委員会(銀保監会)、証券監督管理委員会(証監会)、国家外貨管理局の4組織は20年12月27日、アント幹部を呼び

³² 国家市场监督管理总局「市场监管总局依法对阿里巴巴集团涉嫌垄断行为立案调查」(2020年12月24日)

³³ 国家市场监督管理总局「市场监管总局依法对阿里巴巴投资收购银泰商业股权、阅文集团收购新丽传媒股权、丰巢网络收购中邮智递股权等三起未依法申报违法实施经营者集中案作出行政处罚决定」(2020年12月14日)、36Kr Japan「中国、ネット企業の独占を監督強化 アリババ・テンセント傘下企業が処罰対象に」(2020年12月18日)

³⁴ 国家市场监督管理总局「市场监管总局依法对阿里巴巴集团控股有限公司在中国境内网络零售平台服务市场实施“二选一”垄断行为作出行政处罚」(2021年4月10日)

³⁵ 例えば、アリババは2013年にチャージ残高をMMF(マネー・マーケット・ファンド)で運用できるサービス「余额宝」を導入。開始からわずか4年後の2017年に、運用資産約2600億ドルと世界最大のMMFになった。少額から手軽に運用でき、銀行に預けるよりも高い金利を得られるとの期待から6億人以上が利用している。

³⁶ 日経電子版「アントの収益源はAI融資 目論見書で収益構造明らかに」(2020年8月26日)

³⁷ 日経ビジネス「アントはなぜ「上場延期」に追い込まれたのか?」(2020年12月9日)

出し、法規制の尊重、消費者の権利保護強化などを要請した³⁸。人民銀行の潘功勝副総裁は会見で「アントは金融技術の開発と金融サービスの効率性、金融包摂向上において革新的な役割を果たしてきた」と認めつつも「プラットフォーム経済の分野で大きな影響力を持つ企業として、国の法規制を意識的に遵守し、企業の発展を国の発展に合わせ、企業の社会的責任を真剣に考慮する必要がある」と語った³⁹。

すでに第三者決済サービスには新規参入が相次ぎ、競争が激しくなりそうな兆候が見られる。19年9月、人民銀は米ペイパルによるネット決済会社「国付宝(ゴーパーイ)」の買収を承認し、ペイパルは12月に同社の株式70%を取得した。出前サービス大手の美团(メイトゥアン)は、月末にまとめて決済するサービス「月付」を20年5月に開始し、決済画面から「アリペイ」を削除した⁴⁰。20年9月には、動画投稿サイト「ティックトック」を手掛ける字节跳动科技(バイトダンス)が「UIペイ」の運営企業、武漢合衆易宝科技を買収し、21年1月に決済サービス「抖音支付(ドウペイ)」を開始した⁴¹。さらに21年2月には華為科技(ファーウェイ)が決済サービス会社、訊聯智付(シェアリンク)を買収したことが明らかになっている⁴²。

デジタル人民元の導入はこうした流れの中で、政府・中銀が決済インフラそのものを整備し、民間の決済サービス参入の障壁を取り除くことで、競争を促進させる政策の一環としても捉えることができる。「(デジタル人民元は)小売支払いの障壁や市場の細分化を打破し、市場の歪みを正すのにも役立つ」。人民銀行デジタル通貨研究所の穆所長は2020年10月の上海の金融セミナーでこう語り、デジタル人民元の導入が仮想通貨やステーブルコインの国内への浸食への防波堤、通貨発行権の防衛、マネーロンダリングなどの違法行為の防止だけでなく、2社の寡占状態にある現状の改善にもつながることを示唆した⁴³。

デジタル人民元の導入で民間企業の競争をさらに促進し、アリペイやウィーチャットペイを凌駕するサービスが出現するのか。あるいはアリババやテンセントのイノベーション力を削ぐだけの結果に終わるのか、それとも両社の決済サービスでの寡占が利便性の面から継続するのか。中央銀行が主導して決済インフラが整備され、民間の競争が活発になった国がすでにある。シリーズ企画の2回目ではインドの小ロスマホ決済の事情を見る。

(宗像藍子、2020年度研究生、日本経済新聞社より派遣)

本稿の無断転載を禁じます。

詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-37 日経ビル11F

TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924

³⁸ 新华网「中国人民银行副行长潘功胜就金融管理部门约谈蚂蚁集团有关情况答记者问」(2020年12月27日)

³⁹ 具体的には①決済ビジネスへの回帰、②個人情報保護徹底、③金融持ち株会社の設立、④違法な信用、保険、資産運用など財務活動の是正、⑤証券ファンド事業のガバナンス強化を要請した。

⁴⁰ 36Kr Japan「生活関連サービス「美团」がアリペイを排除 蜜月関係から宿敵への裏事情」(2020年8月9日)

⁴¹ 36Kr Japan「バイトダンスが決済サービスをリリース、春節特番のお年玉企画で一気に普及を狙う」(2021年1月20日)

⁴² 36Kr Japan「ファーウェイ、第三者決済ライセンスを取得 独自サービス開始か」(2021年2月16日)

⁴³ 新浪财经「穆长春:微信、支付宝和央行数字人民币不存在竞争关系」(2020年10月25日)